

ちくぜん食の都づくりマスコットキャラクター「ちくちゃん」着ぐるみ貸出要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

ちくぜん食の都づくりマスコットキャラクター「ちくちゃん」着ぐるみ
貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ちくぜん食の都づくりマスコットキャラクター「ちくちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しをうけようとする者（以下「申請者」という。）が企画し、又は実施する各種イベント等が町のイメージ向上に資すると認められる場合に限り、着ぐるみの貸出しを承認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (6) その他町長が貸出しについて不適當と認めたとき。

(貸出申請)

第3条 申請者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、ちくちゃん着ぐるみ貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて提出するものとする。

- 2 申請書は、着ぐるみの貸出しを希望する期間の初日の3月前から14日前までに提出するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、貸出しの承認又

は不承認を決定し、ちくちゃん着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、貸出しの際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担するものとする。

（貸出期間）

第6条 貸出しの期間は、当該期間の初日から起算して5日以内とする。ただし、返却日が閉庁日の場合は、翌開庁日を返却日とする。

（遵守事項）

第7条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 承認を受けた目的及び場所でのみ使用すること。
- （2） 貸出期間及び返却日
- （3） キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- （4） 火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと
- （5） 貸出しの承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （6） 別に定めるマニュアルに従って使用すること。
- （7） その他貸出しの際に付した条件に従って使用すること。

（承認の取消し）

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しはしないものとする。この場合において、使用者に損害が生じて、町長は、その責めを負わない。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、ちくちゃん着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

（原状復帰）

第9条 着ぐるみを破損又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は、これに従うものとする。

（使用者の責任）

第10条 着ぐるみの使用により、使用者又は第三者に生じた被害については、町は一切その責めを負わない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。